

令和6年9月18日

精華町議会

議長 三原和久様

民生教育常任委員会

委員長 山下芳一

## 民生教育常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第80条の規定により報告します。

### 記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第54号	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について	原案可決
議案第57号	令和6年度精華町防災保健センター新築工事(建築工事)請負契約の締結について	原案可決
議案第58号	令和6年度精華町防災保健センター新築工事(電気設備工事)請負契約の締結について	原案可決
議案第59号	令和6年度精華町防災保健センター新築工事(機械設備工事)請負契約の締結について	原案可決

## 【委員会報告】

議案第54号	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について	原案可決
--------	---	------

**【概要】** 概要は議案のとおりで、「精華町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正」と「精華町国民健康保険条例の一部改正」にかかる条例制定

Q 今回の条例制定に関わっては、2つの条例を改正するという事で、よかったですのではないかと。

A 今回の条例は、同一の利用理由を要因とした複数条例を一括改正するという事で新規制定の提案とした。法律が改正されて影響を受ける条例が複数ある場合、新たに新規条例を起こして改正するというルールがある。

Q 付則に記している政令第9条の罰則の適用で、従前の例によるとはどういうことか。

A 保険証をつくる時に申請上の虚偽などがあった場合などを含めた罰則が、被保険者証の最終日以降も持続するという事である。

◀ 討論なし ▶

議案第57号	令和6年度精華町防災保健センター新築工事(建築工事)請負契約の締結について	原案可決
--------	---------------------------------------	------

**【概要】** 災害時の保健活動の本部としての機能及び平常時の保健センターとしての機能を併設する精華町防災保健センターを新築するための新築工事(建築工事)請負契約の締結を求めるための提案

予定価格 656,810,000円

Q ソーラーと蓄電池は、どうなっているのか。

A 太陽光発電については、3.5キロワットの発電機のものを設置。蓄電池については、設置を考えていない。

Q どうして蓄電池の設置を考えていないのか。

A 蓄電池は、かなり高額で約10年位の寿命である。停電時においては、空調は自立式発電、照明器具等は発電機等を使える整備を考えている。

Q 小・中学校には、和式トイレが必要と言っているのに、なぜ防災保健センターに和式トイレはないのか。

A 平時は、小学校と利用対象者が違う。また、関係団体からの意見にも和式トイレの要望は出てこなかった。

Q 曲線屋根は、割高という議論が以前あったが、屋根はどうなったか。

A 長期的なランニングコストも含めて、今回提案する屋根となった。

Q 以前指摘した駐輪場はどうなったのか。

A 記載はないが活動支援室前に設ける予定である。

◀ 討論なし ▶

議案第58号	令和6年度精華町防災保健センター新築工事(電気設備工事)請負契約の締結について	原案可決
--------	---	------

**【概要】** 災害時の保健活動の本部としての機能及び平常時の保健センターとしての機能を併設する精華町防災保健センターを新築するための新築工事(電気設備工事)請負契約の締結求めるための提案で、予定価格は150,150,000円。

Q 衛生設備とは何か。

A 基本的なトイレ及びその周辺全体を衛生設備と表現している。

◀ 討論なし ▶

議案第59号	令和6年度精華町防災保健センター新築工事(機械設備工事)請負契約の締結について	原案可決
--------	---	------

**【概要】** 害時の保健活動の本部としての機能及び平常時の保健センターとしての機能を併設する精華町防災保健センターを新築するための新築工事(機械設備工事)請負契約の締結求めるための提案で、予定価格は160,199,600円。

◀ 質疑なし ▶

◀ 討論なし ▶